

◆ 訃報

当協会 理事 壇 洋一（だん よういち）様におかれましては、令和7年11月1日にご逝去されました（享年71歳）。

壇様は2020年度より理事に就任され、協会活動の発展に多大なご尽力を賜りました。

ここに生前のご功績を偲び、深く感謝の意を表するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



◆ 建築確認申請図書作成支援サービス

AIが建築確認申請図書の作成をサポート

本サービスは、建築確認申請図書において記載が必要な事項のうち主要な事項について、申請予定図書等における記載の有無をAIが評価するものです。

本サービスの利用によって、申請予定者が確認申請の前に申請予定図書が適切に作成されているかの自己チェックが可能となり、申請図書の不備を削減し、建築確認審査の円滑化を図ります。

●建築確認申請図書作成支援サービスの概要

実施者

一般財団法人 日本建築防災協会

内容

AIを活用して、2階建て木造一戸建て住宅等の建築物の新築に係る建築確認申請図書に必要な記載事項の一部の有無を評価するもの。なお、建築基準法令・関係法令への適合性を審査するものではありません。

利用料

無料（1アカウントにつき直近24時間で上限5回の回数制限あり）

提供期間

令和7年11月10日（月）～令和8年3月9日（月）まで ※予定

詳細等は、下記の国土交通省ホームページをご確認ください。

国土交通省 報道発表ページ
(2025年11月10日)



報道発表資料
(PDF)



◆ 大工育成委員会の視察研修報告

東京大工塾のしくみと大工育成について学ぶ！ 工務店視察研修in岡庭建設&ハウステックス

11月7日・8日の両日にわたり、東京大工塾の協力をいただき、北海道から九州の会員が80名以上参加し、大工育成委員会の視察研修が開催されました。

岡庭建設視察では、「ゼロエミガルテン・ヤギサワ」現場にて、「大工マイスター制度」の話をさせていただきました。社員大工にこれから取り組む会社、すでに取り組んでいる会社など、多くの参加者から質問が上がりました。



岡庭建設現場視察

また、ハウステックス視察では、ショールームをはじめ各フロアや地下の「くらもとファクトリー」などを社長、スタッフの皆様にご案内いただき、社内での取り組みや職人育成の環境づくりについてご紹介いただきました。実際の建築現場での工夫や大工との連携方法などについても多くの質問が寄せられ、参加者の熱意が感じられました。



ハウステックス視察

7日の後半の部では、東京大工塾の大工評価基準・育成プログラムの話や大工さんたちに、「なぜ大工になったのか」など、日頃聞けないことを直接聞くことができ、とても良い交流になりました。



大工さんに質問

夜の懇親会では、120名の懇親会を開催し、各社の取り組みについて、活発な意見交換がされました。



会場風景

2日目は、東京建築高等職業訓練校府中校を訪問し、実習棟や実技の様子を見学し、1年生は「四方転び」、2年生は「振れ隅」の実習の取り組みを視察しました。2日間の視察を経て、参加者の方々には、多くの学びある視察研修になったと思います。



大工育成委員会では、これから社員大工化を図りたい方、社員大工化を図っている方、どなたでも参加可能です。ぜひ委員会にご参加ください。

JBN REPORT

全国工務店協会

12月号

Vol.110
2025



◆ 2026年度（第19期）代議員選挙のお知らせ

本協会の代議員の任期は、選任から2年後に実施される代議員選挙の終了までと定められております。そのため、代議員選出規程に基づき、下記の通り代議員選挙を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

代議員選挙の日程	内容
2026年1月8日（木）	選挙の公示
2026年1月29日（木）～2月26日（木）	立候補届出・受付開始
2026年3月5日（木）	選挙人名簿および立候補名簿公開
2026年3月6日（金）～4月9日（木）	投票（立候補者が定数を超えない場合は無投票当選）
2026年4月23日（木）	選挙結果公開

1. 選挙区と代議員定数（代議員選出規程第3条）

選挙区：連携団体会員選挙区 および 本部会員選挙区

定数：連携団体会員選挙区ごとの代議員定数は、1月1日時点で確認できた当該連携団体の有効正会員数により理事会において定める。本部会員選挙区の代議員定数は、上限を40人とし、その定数は理事会において定める。

2. 任期（代議員選出規程第4条）

選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

3. 選挙人の資格（代議員選出規程第6条）

2026年1月1日現在の正会員および関連事業者会員で会費納入済みの者とする。

4. 被選挙人の資格（代議員選出規程第7条）

2026年1月1日現在において、正会員および関連事業者会員として入会確認をされたものでなければならない。

5. 代議員の選出手続き（代議員選出規程第15条）

代議員に立候補しようとする者は、受付期間内に、選挙管理委員会が定める書類を委員会に提出しなければならない。代議員立候補者が、定数を超えない場合には、その代議員立候補者は、投票を行わずに無投票当選とする。

JBNはさまざまなご相談（技術、法律、支援等）をお受けしております。

ホームページ（トップページの最下欄）のお問合せフォームをご利用いただくか、下記へお問合せください。

全国工務店協会
JBN
Japan Builders Network

【発行・お問合せ】

一般社団法人JBN・全国工務店協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階

Tel.03-5540-6678 Fax.03-5540-6679 E-Mail:jbn@jbn-support.jp URL:https://www.jbn-support.jp